

グローバル連帯税推進協議会 最終報告書 ーパナマ文書も含めてー

2016年度 院内学習会 報告

横浜市立大学
学術院国際総合科学群

上村 雄彦

2016年4月20日

タックス・ヘイブンとは？

- 租税回避地。「そこにお金を持っていけば、税金を払わずに済み、名前なども公開されずに、好き勝手にお金の出し入れできる国や地域のこと」
- ①ロンドン、②ニューヨーク、③オーストリア、アイルランド、ルクセンブルク、スイスなど先進国の金融市場、④カリブ海諸国
- タックス・ヘイブンにペーパーカンパニーを作り、そこにお金を移して本国で課税されるのを免れる
- 世界の銀行資産の半分以上がタックス・ヘイブンを經由して送金
- 国際的な銀行業務や債券発行業務の約85%がタックス・ヘイブンで行われている
- 資金の不透明さ→マネーロンダリング
- タックス・ヘイブンに秘匿されている資金： **3000兆円**

3

パナマ文書

- パナマ文書：ICIJ(国際調査報道ジャーナリスト連合)が、パナマの法律事務所(モサック・フォンセカ)から漏洩した機密文書に基づく記事を公表したもの
- データの容量は2.6テラバイト、ファイル数は1150万件
- 政治家や経営者、セレブの一部が資産隠しや税金逃れをしていることを指摘
<e.g.>ロシアのプーチン大統領の側近、中国の習近平の親族、アイスランドの首相、メッシ、ジャーキー・チェンなど
- BBCは、モサック・フォンテカの顧客の3分の1が、中国の組織や富裕層であることを報道

2

グローバル・タックス



グローバル化した地球社会を一つの「国」とみなし、
地球規模で税制を敷く

グローバル・タックスとは何か？

- 漏れを防ぐ＝**タックス・ヘイブン**
対策：情報の透明化と自動交換システムの確立
- 税を課す
- 税を課し、お金を集め、使うための仕組みを創る：グローバル・ガバナンスの透明化と民主化

5

課税対象と税の種類

課税対象	税
金融	金融取引税、グローバル通貨取引税 タックス・ヘイブン利用税
国際交通	航空券連帯税、航空燃料税、国際バンカー油課税
多国籍企業	多国籍企業税
情報通信	グローバル電子商取引連帯税
軍需産業	武器取引税、武器売上税
エネルギー産業	地球炭素税、天然資源税、プルトニウム生産税
富裕層	グローバル累進資産課税
その他	「CDM」税

7

グローバル連帯税とは

- グローバルな資産や国境を超える活動に課税
- 負の影響を抑制
- 税収を地球規模課題の解決のために、グローバルに再分配する税の仕組み

(出典：Uemura 2007; 上村 2009; 2012; 2015など)

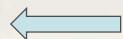
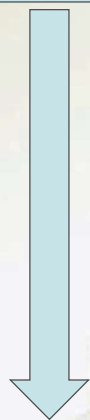
6

3つの効果

- 政策効果：悪い活動を抑える
- 地球社会の運営の民主化
- 資金を創る：年間300兆円**
cf. 必要な資金：年間130兆円
⇒**グローバル連帯税で必要な資金が賄える！**

8

2009年4月： 第一次寺島委員会



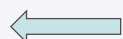
2010年9月： 最終報告書



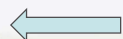
自民党税調、政府税調に盛り込まれず



経団連、国交省の強い反対



国際連帯税の検討、法律に明記



EU 10カ国金融取引税の進展

2014年10月： 第二次寺島委員会

9

目 次

巻頭言

はじめに

1. なぜいまグローバル連帯税なのか？
ー 必要な資金と使途
2. グローバル連帯税の定義と課税原則
3. グローバル連帯税のガバナンス
4. 具体的な課税
5. 実行可能性

おわりに： 提言

11

グローバル連帯税 推進協議会 最終報告書

2015年12月刊行

最終報告書のポイント

- 必要な資金を試算
- グローバル連帯税の税収を試算
- 課税根拠と原則を明示
- 段階的アプローチ
 - ・ まず1カ国でも導入できる[航空券連帯税](#)
 - ・ 続いて、ヨーロッパ10カ国と協調しつつ、[金融取引税](#)
- 首相直轄のグローバル連帯税諮問会議（タスクフォース）の設置

12

航空券連帯税

- 2006年以降、14カ国が実施
- 税収見込：約357億円（2014年度。国際線ファースト・ビジネスクラス：5000円、エコノミークラス：500円）
- 2020年オリンピックまでに外国人旅行者2000万人を目標→659億円の税収見込
- 使途：たとえば
 - ・60%：UNITAID
 - ・20%：GAVI
 - ・20%：国内の感染症対策（地方空港での防護体制や対策の整備・強化を含む）<e.g>「成田防災ハブ構想」
- 課題：航空業界の抵抗。ただし、航空業界が税金を払うわけではない。CSRや「予防原則」の一環として実施できないか？

13

金融取引税

- 基本：すべての金融取引に課税
- 方向性1：EU10カ国金融取引税を導入した上で、拡大していく
 - ・株取引に0.1%、デリバティブ取引に0.01%を課税。融資や為替のスポット取引については、課税対象から除外。
- 方向性2：日本独自案（金融取引・債務税）を導入した上で、EUとの対話を進める
 - ・株式、債券（レポは除く）、デリバティブ、外国為替については取引量の0.01%、金融機関債務については残高の0.1%に課税

⇒1→2への段階的アプローチ

14

金融取引税の税収見込

	課税対象と税率	課税の影響	税収見込
方向性(1) EUに合わせる	有価証券取引の0.1% (国債・レポ除く)	有価証券取引 15%減少	0.8兆円
	デリバティブ取引の0.01%	デリバティブ取引：75%減少	
方向性(2) 日本独自案	金融取引の0.01% (レポ除く)	金融取引 20%減少 金融機関債務残高：5%減少	3.0兆円
	金融機関債務残高の0.1%		
	金融取引の0.01% (為替スポット・レポ除く)		2.6兆円
	金融機関債務残高の0.1%		
	金融取引の0.01% (為替スポット・レポ除く)		1.8兆円
	金融機関債務残高の0.05%		

15

世界の最新動向

- 航空券連帯税：14カ国が実施（フランス、チリ、韓国など）
- 金融取引税：
 - ・2011年：欧州委員会が欧州金融取引税の導入を求めるEU指令案を提出
 - ・2012年：EU11カ国、導入の意思表示
 - ・2015年：EU10カ国財務相、金融取引税の導入で大筋合意。税率など詳細は半年かけて決定。

⇒「夢物語」が現実になる可能性！

16

本年5月：伊勢志摩サミット
2020年：東京オリンピック



政治決断

17

政治決断

理論武装



グローバル連帯税
推進協議会

18

世界の富を再分配する
30の方法

グローバル・タックスが世界を変える

上村雄彦（横浜市立大学教授）[編著]



合同出版

19

グローバル・タックスの可能性



グローバル・タックスの構想と射程

グローバル・タックスの 構想と射程

上村雄彦 編
Yusuke Uemura



法律文化社